（証券コード　9885）
平成27年６月10日

株　主　各　位

神戸市中央区港島中町七丁目７番１号
（本社事務所）
神戸市須磨区弥栄台三丁目１番２号
株式会社シャルレ
代表取締役社長　奥　平　和　良

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会の会日の前日（平成27年６月25日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１.日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時

２.場　　所　神戸市中央区港島中町七丁目７番１号
当　社　　ポートアイランドビル　大ホール
〔末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。〕

３.株主総会の目的事項

報告事項　第40期（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）
事業報告および計算書類報告の件

決議事項

〈会社提案（第１号議案から第３号議案まで）〉

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役３名選任の件

〈株主提案（第４号議案）〉

第４号議案　剰余金の処分の件

本議案は、第１号議案の会社提案と両立しない関係にあります。

したがいまして、議決権行使書面により第１号議案および第４号議案のいずれにも賛成する旨の議決権の行使をされますと、第１号議案および第４号議案への議決権の行使はいずれも無効となりますので、ご注意いただきますようお願い申しあげます。

株主提案（第４号議案）に係る議案の要領は、後記「株主総会参考書類」（36頁から37頁まで）に記載のとおりであります。

以　上

お願い

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎代理人としてご出席いただけます方は議決権を有する他の株主様１名のみとし、会場受付にて代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎事業報告、計算書類および株主総会参考書類等に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.charle.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、雇用や所得環境の改善や原油価格下落の影響を背景に、緩やかな回復基調にて推移いたしましたが、国内におけるレディースインナーウエア業界は、ヒット商品の不在により縮小傾向で推移しており、消費者の購入場所の多様化や消費税率の引き上げ、円安、中国における人件費の高騰によるコスト増の影響を受けました。

このような環境のもと、当社は「女性を元気にする日本一のグループ」を目指して、美と健康の事業領域を中心に、他社との差別化が図れる独自性のあるシャルレらしい「もの」や、喜びや感動を与える「こと」の提供を追求してまいりました。また、生涯を通じていきいきと輝いている「ひと」をサポートするため、女性たちに活躍の機会を提供し、地域を活性化することによって、豊かな社会の実現を目指してまいりました。

レディースインナー等販売事業におきましては、販売組織の再活性化に積極的に取り組みました。また「美と健康のシャルレ」として、健康関連分野の商品や化粧品等、機能性に優れ、独自性のある商品の開発・提供をより一層強化するとともに、次世代を担うビジネスメンバーの育成や、新たなターゲット層への商品開発等にも積極的に取り組んでまいりました。

衣料品類におきましては、会社創立40周年を記念して、上質で高級感あふれるシルクインナーとショーツを発売いたしました。春夏および秋冬の各シーズンには、アウターブランド「シャルレ　ドレッセ」よりカットソーやパンツを発売し、新鮮味のある柄や上質な素材感が高評価を得て、各シーズンとも売上が順調に推移いたしました。

化粧品類におきましては、30代から40代のお客様を対象とした新たな商品として、低刺激で肌に優しく、親子で使用することが可能な日やけ止め乳液「マイルドＵＶミルク」を４月に発売し、肌が敏感な方への紫外線対策として高評価を得ました。また、エタリテブランド最高峰のエイジングケアライン「エタリテ　オーラマージュ」より、新たなご愛用者の獲得を図るとともに、既存のお客様のリピート購入にもつなげることを目的に、ローション、エッセンス、クリームの限定セットを９月に発売いたしました。さらに、12月には昨年に引き続き、販促企画商品として「エタリテ　オーラマージュ」とフェイス用美容ローラー「ＲｅＦａ　Ｓ　ＣＡＲＡＴ」をセット販売し、売上が好調に推移いたしました。ヘアケア、ボディーケアシリーズの「シャルエーゼ」からは、11月に、歯周病予防用薬用ハミガキ「シャルエーゼ モイスティクリア」を発売し、アイテムの拡充を図りました。

さらには、衣料品類や化粧品類に次ぐ新たな商材として、５月より健康食品類を発売いたしました。当社オリジナルの健康食品「ｎｓ（エヌエス）」は、女性の健康サポートをコンセプトに、自然（ナチュラル）と科学（サイエンス）が融合した健康食品の新ブランドです。その第一弾として発売いたしました「エナジン　ウォーマー」は、機能性成分として十数種類ものフラボノイド類を含む黒ショウガや発酵黒タマネギ等を用いたサプリメントであり、2014年モンド・セレクションにて、ダイエット・健康製品部門で金賞を受賞いたしました。12月には上質なフィッシュコラーゲンペプチドを配合した美容ドリンク「リンクアップコラーゲン」、３月には、エビやカニから抽出した天然型のグルコサミンを配合したサプリメント「グルコビウォーク」と、パソコンのブルーライト対策等として注目されている栄養素「ルテイン」を配合したサプリメント「ナノルテビサイト」を発売し、アイテムの拡充により、ご愛用者の拡大を図りました。

営業施策面におきましては、４月に全代理店を対象とした「第31回シャルレ代理店セミナー」を開催し、中期経営方針や各種施策の共有化を図るとともに、代理店との一体感を醸成し、活動意欲の向上に繋げました。９月から11月にはビジネスメンバーを対象とした「チャレンジコンテスト2014」を行い、コンテスト期間中の売上高が前年同期間を上回りました。３月にマカオにて開催した「シャルレ特別ツアー2015」では、コンテスト入賞者に向けて表彰式典やセミナーなどを開催し、次のコンテストに向けてのモチベーションをより一層高めることができました。

また、組織販売を強化するための策として、新たなボーナス制度の実施や、営業支援・教育体制の整備などにも積極的に取り組んでまいりました。

９月には、当社商品の試着や美と健康に関する情報発信などのサービスの提供を行い、多くの女性に当社ブランドを認知していただくことを目的として、大阪心斎橋に直営店「シャルレ・ザ・ストア」をオープンいたしました。店舗の出店により、訪問販売によりご購入いただいたお客様のリピート購入や、30代から40代の新規のお客様にご来店いただくことができました。

なお、当社は、平成25年８月29日開催の取締役会において中国におけるレディースインナー等販売事業からの撤退を決議し、当該事業を営んでいた香羅奈(上海)国際貿易有限公司は一切の営業活動を終え、現在、解散・清算手続を行っております。

以上の結果、当事業年度における売上高は186億13百万円、営業利益は９億99百万円、経常利益は10億70百万円、当期純利益は10億５百万円となりました。

なお、当社は、当事業年度より連結計算書類作成会社ではなくなりました。したがって、前事業年度との比較は行っておりません。

【商材別売上高】

商材別品目	第 39 期 平成26年３月期		第 40 期 平成27年３月期	
	売上高	構成比	売上高	構成比
	百万円	%	百万円	%
衣料品類	16,118	77.7	14,098	75.7
化粧品類	3,398	16.4	2,922	15.7
健康食品類	32	0.2	508	2.7
その他	1,188	5.7	1,084	5.8
合計	20,737	100.0	18,613	100.0

(注)当事業年度より、レディースインナー等販売事業の単一セグメントとなったため、セグメント別の比較情報を省略し、当社の商材別売上高の比較情報を記載しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の主な内容は、受注インフラの再構築費用１億８百万円（ソフトウエア）、通信販売サイトにおける定期購買システム開発61百万円（ソフトウエア）等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 財産および損益の状況

区　　分	第 37 期 平成24年３月期	第 38 期 平成25年３月期	第 39 期 平成26年３月期	第 40 期 平成27年３月期
売上高（百万円）	22,908	21,271	20,838	18,613
経常利益（百万円）	1,347	777	1,046	1,070
当期純利益（百万円）	1,064	418	540	1,005
１株当たり当期純利益（円）	55.30	21.84	28.19	52.47
純資産（百万円）	19,665	19,811	20,102	20,514
総資産（百万円）	23,999	23,868	24,228	23,772

（注）１．第38期の経常利益、当期純利益および１株当たり当期純利益の減少は、レディースインナー等販売事業の売上減少および商品在庫の評価減の増加によるものであります。
２．第39期の経常利益の増加は、レディースインナー等販売事業の経費削減および不採算事業であったＬＥＤ照明販売事業を譲渡したことによるものであります。
３．第40期の売上高の減少は、平成26年４月１日より消費税率が５％から８％に増税となったことにより、第39期に駆け込み需要があった反動によるものであります。また、第39期末までに中国における連結子会社の営業を終了したため、第40期の経営指標等は当社個別の数値を記載しておりますが、その影響額は軽微であります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

当社は、高機能・高付加価値の商品の開発によって、女性の美と健康をサポートするものづくりを推進してまいります。とくに、化粧品や健康食品など、リピート性の高い商材を拡充することによって、定期的な購入に繋げ、売上と利益の改善を図ってまいります。

販売組織とビジネスメンバーに係る施策においては、中心層である50代から60代の顧客のニーズに応える取り組みを継続強化しつつ、次世代の販売組織を支えるメイト（消費者会員）である30代から40代の顧客の獲得と、ビジネスメンバーの育成を積極的に推進してまいります。

また、メイト（消費者会員）との関係性をより強固なものにするため、インターネット等で通信販売を行っている「シャルレダイレクトサービス」のインフラを活用し、商品やサービスの提供を行うことで、メイト（消費者会員）との関係性をより強固なものとし、メイト（消費者会員）の定着化を図ってまいります。さらに、レディースインナー等販売事業と関連する新規事業の開拓等により、業績の向上を図ってまいります。

加えて、当社は、平成27年４月14日開催の取締役会にて、同27年６月29日付で執行役員制度を導入することを決議いたしました。執行役員制度の導入により、取締役から執行役員に業務執行権限の一部を委譲し、より一層、業務執行のスピードを向上して経営の効率化を図っていくとともに、取締役会の監督機能と執行役員による業務執行機能とを分離することで責任と役割を明確にし、ガバナンス機能を強化してまいります。

(8) 主要な事業内容および主要拠点等の状況（平成27年３月31日現在）

①主要な事業内容

レディースインナーを主体とする衣料品、化粧品、健康食品等の販売および企業グループの運営管理

②主要拠点等の状況

区分	名称	所在地
本店	本店	神戸市中央区
本社	本社	神戸市須磨区
支店	札幌支店	札幌市
	仙台支店	仙台市
	さいたま支店	さいたま市
	東京支店	東京都中央区
	名古屋支店	名古屋市
	神戸第一支店	神戸市
	神戸第二支店	神戸市
	福岡支店	福岡市
配送センター	札幌配送流通センター	北海道北広島市
	埼玉配送センター	埼玉県行田市
	福岡配送センター	福岡県糟屋郡

（注）ＢＣＰ（事業継続計画）対策を目的に、平成26年８月19日付にて福岡配送センターを新設し、同月14日をもって、シャルレ流通センター（神戸市）を廃止いたしました。

(9) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
312名	(減)10名	43.2歳	17.0年

(注)上記従業員数には、嘱託社員・契約社員・パートタイマー等（期中平均93名）を含めておりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

①株主代表訴訟（当社普通株式への公開買付け）

当社株主１名から、当社元取締役５名に対して、平成20年９月22日に開始された当社普通株式への公開買付けが不成立になったことにつき、当社元取締役による利益相反行為や善管注意義務違反等があったとして、損害賠償を請求する株主代表訴訟が神戸地方裁判所において提起されておりましたが、平成26年10月16日付にて神戸地方裁判所より、原告の請求を一部認容する旨の判決が言い渡されました。

その後、原告および当社元取締役２名は、当該判決を不服として、それぞれ大阪高等裁判所に控訴し、控訴審が係属しております。

②株主代表訴訟（子会社に対する貸付け等）

当社株主１名から、当社元取締役ら５名に対して、平成19年９月から平成24年１月までの間に当時当社子会社であった２社（株式会社エヌ・エル・シー コーポレーションおよび株式会社シャルレライテック）に対して不合理な貸付けや増資を繰り返し実施したとして、回収不能となった額について損害賠償を請求する株主代表訴訟が神戸地方裁判所に提起され係属しております。

２．会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) **発行可能株式総数**　84,000,000　株

(2) **発行済株式の総数**　21,034,950　株（うち自己株式数　1,869,367株）

(3) **株主数**　5,725　名

(4) **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
有限会社Ｇ＆Ｌ	3,802	19.84
林　雅晴	1,508	7.87
有限会社Ｌａｍ’ｓ	1,097	5.73
林　宏子	1,037	5.41
林　勝哉	957	4.99
瀬崎　五葉	954	4.98
林　達哉	954	4.98
林　達三	556	2.90
林　直樹	350	1.83
林　英明	280	1.46

(注) １．当社は、自己株式1,869,367株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

３．会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥平和良	経営企画部、法務部、内部監査室、コンプライアンス担当
取締役	平山修	マーケティング本部、営業本部担当
取締役	北村滋郎	ＣＲＭ部、コーポレートサービス部、適時開示（ＩＲ）、内部統制担当 （重要な兼職の状況） 一般社団法人ここむす 理事
取締役	脇田純一	－
監査役（常勤）	奥田清三	－
監査役	岸本達司	（重要な兼職の状況） 新世綜合法律事務所 パートナー 大阪家庭裁判所 調停委員 関西大学会計専門職大学院 非常勤講師 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター あっせん委員
監査役	井出久美	（重要な兼職の状況） 井出久美公認会計士事務所 所長

(注) １．取締役脇田純一は、会社法第２条第15号の社外取締役であります。
２．監査役岸本達司および井出久美は、会社法第２条第16号の社外監査役であります。
３．監査役井出久美は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、取締役脇田純一、監査役岸本達司および井出久美を、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．当事業年度中における取締役の担当の異動状況は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
北村滋郎	ＣＲＭ本部、コーポレートサービス部、適時開示（ＩＲ）、内部統制担当	ＣＲＭ部、コーポレートサービス部、適時開示（ＩＲ）、内部統制担当	平成27年２月１日

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	人　　数	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	4名 （1名）	95百万円 （7百万円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	21百万円 （10百万円）
合計 （うち社外役員）	7名 （3名）	116百万円 （17百万円）

(3) 取締役および監査役が受ける個人別の報酬等の内容決定に関する方針

①基本方針

当社は、「企業価値向上のために当社に適した人材の確保に必要な報酬水準」を報酬等の内容決定の基本方針としております。

②取締役の報酬等に関する方針

取締役の報酬等は、企業価値向上のために当社に適した人材の確保に必要な水準を役職・職責に応じて設定しております。また、報酬等は、固定報酬と変動報酬（会社業績および各取締役の担当業務の業績や評価を反映）によって構成され、報酬規程の定める範囲内で取締役会にて決定いたします。なお、取締役の報酬額については、平成21年6月24日開催の第34回定時株主総会においてご承認いただいた年額196百万円以内（うち社外取締役27百万円以内とする。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）で支給いたします。

また、当社は平成16年3月31日付で取締役の退職慰労金制度を廃止しております。

③監査役の報酬等に関する方針

監査役の報酬等は、企業価値向上のために当社に適した人材の確保に必要な水準を職責に応じて設定しております。また、報酬等は、固定報酬によって構成され、報酬規程の定める範囲内で監査役の協議にて決定いたします。なお、監査役の報酬額については、平成21年6月24日開催の第34回定時株主総会においてご承認いただいた年額34百万円以内で支給いたします。

また、当社は平成16年3月31日付で監査役の退職慰労金制度を廃止しております。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

①平成27年４月１日以降に取締役の担当の異動および重要な兼職の状況に変更がありました。

氏　　名	異動（変更）前	異動（変更）後	異動（変更）年月日
平　山　　修	マーケティング本部、営業本部担当	マーケティング本部、営業本部担当 （重要な兼職の状況） 一般社団法人ここむす 代表理事	平成27年４月１日
	マーケティング本部、営業本部担当 （重要な兼職の状況） 一般社団法人ここむす 代表理事	マーケティング本部、営業本部、適時開示（ＩＲ）担当 （重要な兼職の状況） 一般社団法人ここむす 代表理事	平成27年４月28日
北　村　滋　郎	ＣＲＭ部、コーポレートサービス部、適時開示（ＩＲ）、内部統制担当 （重要な兼職の状況） 一般社団法人ここむす 理事	ＣＲＭ部、コーポレートサービス部、適時開示（ＩＲ）、内部統制担当	平成27年４月１日
	ＣＲＭ部、コーポレートサービス部、適時開示（ＩＲ）、内部統制担当	ＣＲＭ部、コーポレートサービス部、内部統制担当	平成27年４月28日

②当社は平成27年４月14日開催の取締役会において、執行役員制度の導入を決議いたしました。

（ア）執行役員制度の導入目的

取締役会の監督機能強化を図るとともに、当社を取り巻く経営環境の変化に対応するため、業務執行に係る責任と役割を明確にして、意思決定、業務執行の迅速化を図る。

（イ）執行役員制度の導入時期

平成27年６月29日

（ウ）執行役員制度の導入に伴い、次のとおり取締役の担当の異動を予定しております。

氏　　名	異　動　前	異　動　後
奥　平　和　良	経営企画部、法務部、内部監査室、コンプライアンス担当	内部監査室担当
平　山　　修	マーケティング本部、営業本部、適時開示（ＩＲ）担当 （重要な兼職の状況） 一般社団法人ここむす　代表理事	ＣＲＭ部、適時開示（ＩＲ）担当 （重要な兼職の状況） 一般社団法人ここむす　代表理事

（エ）執行役員の氏名および担当は次のとおり予定しております。

氏　　名	変　更　前	変　更　後
高　田　厚　司	営業本部長	執行役員　営業本部長
許　村　幸　司	マーケティング本部長	執行役員　マーケティング本部長
西　島　　浩	経営企画部長	執行役員　経営企画部長
高　田　博　祐	コーポレートサービス部長	執行役員　コーポレートサービス部長、内部統制担当
原　　豊	法務部長	執行役員　法務部長、コンプライアンス担当

(5) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況等

地　位	氏　名	兼 職 先 名	兼職の内容	関　係
取 締 役	脇 田 純 一	－	－	－
監 査 役	岸 本 達 司	新世綜合法律事務所 大阪家庭裁判所 関西大学会計専門職大学院 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター	パートナー 調停委員 非常勤講師 あっせん委員	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
監 査 役	井 出 久 美	井出久美公認会計士事務所	所長	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

地　位	氏　名	主な活動状況
取締役	脇田純一	当事業年度に開催された取締役会（全21回）のすべてに出席しております。金融・財務分野に携わった豊富な経験と高い知見から意見を述べるなど、公正・中立的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な助言・提言を適宜行っております。
監査役	岸本達司	当事業年度に開催された取締役会（全21回）のすべてに出席しております。企業法務などを専門とする弁護士としての専門的知見から、取締役会の意思決定の適正性を確保するために法律面を中心に有益な発言を行っております。また、監査役会（全24回）のすべてに出席しております。監査役会においては、企業法務などを専門とする弁護士としての専門的知見から、法律面を中心に適宜発言を行っております。
監査役	井出久美	当事業年度に開催された取締役会（全21回）のすべてに出席しております。企業会計などを専門とする公認会計士としての専門的知見から、取締役会の意思決定の適正性を確保するために財務および会計面を中心に有益な発言を行っております。また、監査役会（全24回）のすべてに出席しております。監査役会においては、企業会計などを専門とする公認会計士としての専門的知見から、財務および会計面を中心に適宜発言を行っております。

③責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を社外取締役および社外監査役との間で締結しております。

当社が社外取締役および社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

「社外取締役および社外監査役は、その職責を行うにつき故意、または重大な過失があった場合を除き、11百万円以内であらかじめ定めた額または社外取締役および社外監査役としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、当社に対する損害賠償責任を負担するものとする。」

５．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人　（旧名称　大阪監査法人）

（注）大阪監査法人は、平成26年７月１日付をもって、新橋監査法人、ペガサス監査法人と合併し、ひびき監査法人となりました。

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を会計監査人との間で締結しております。

当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

「会計監査人は、本契約の履行に伴い生じた当社の損害について、会計監査人に悪意または重大な過失があった場合を除き、100百万円または会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度とする。」

６．業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

平成27年３月31日現在の会社の業務の適正を確保するための体制等の整備に関する取締役会決議の内容の概要は、以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務に係る情報は、「文書管理規程」、「コンプライアンス規程」等関連規程に従い、適切に保存および管理します。また、閲覧の必要がある場合は、申請のうえ閲覧できるようにします。

取締役会議事録は、その事務局である法務部がすべての議案について作成し、その内容は必要な者のみ閲覧できるようになっています。

また、情報開示については、「会社情報等適時開示規程」に沿って対応します。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクが発生した場合は、取締役および当該リスクに係る関係部署が集まり、事実の把握および対応策を検討できる体制にします。リスクの未然防止および危機や緊急事態の発生時の対応については、「リスクマネジメント規程」、「コンプライアンス規程」、「内部監査規程」等の規程に従い運用します。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規程（「組織規程」、「稟議規程」等）において、取締役の基本職務や決裁基準等を定め、効率的に業務が行える体制を整えます。

(4) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「コンプライアンス基本指針」を設け、企業としての正しいあり方（企業倫理）を認識し、コンプライアンスを徹底した企業経営を実践することにより、経営の透明性と健全性の高い企業活動を遂行し、企業ブランド価値をさらに高めることを取締役および使用人に徹底します。

また、「コンプライアンス規程」において、取締役および使用人が法令や企業倫理を理解し、守るための基本的事項を定めます。

取締役および使用人が法令違反や企業倫理の逸脱の可能性を感じた場合に、具体的にどのような行動をとれば良いかを「コンプライアンス相談・申告要領」に定め、相談窓口を、社内のみならず、社外（法律事務所）にも設け、より相談し易い体制をとります。

さらに、コーポレートガバナンスおよびコンプライアンス態勢について、社外取締役および社外監査役で組織する「コンプライアンス委員会」を設置し、さらなる客観性および透明性を高めたガバナンスの相互監視体制の強化とコンプライアンスの意識の向上に取り組みます。

そして、取締役および使用人の法令遵守に対する意識を啓蒙・維持させるため、外部の専門家や法務部による定期的なコンプライアンス教育を実施します。

(5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は「グループ企業管理規程」に基づき、損失等のリスクを最小限に留めることを目的として子会社の業績および業務の進捗について、管理・統制・支援を行い、グループ企業における業務の適正を確保します。

さらに、取締役直轄のもと、内部監査室を事務局とし、当社企業グループの財務報告に係る内部統制の構築、運用および評価を推進します。なお、定期的な内部監査室による監査手続を実施することで、当社企業グループ全体の業務にわたる内部統制の効率性と有効性の確保に努めます。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する組織として、内部監査室に監査役会事務局を設置するほかに、必要に応じて監査役の職務をサポートする使用人を社内の各部署の適任者から任命できる体制とし、当社企業グループ全体の情報を収集し、監査役会に報告できるようにします。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は「監査役会規則」および「内部監査規程」に基づき、監査役会から命令を受けた監査役会事務局は、その命令に関して取締役等他の機関・役員から指揮命令を受けないような体制をとります。また、監査役会事務局の人事異動については、監査役会の同意を必要とします。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役が出席する取締役会の四半期ごとに、自己の職務執行状況について、業務報告を行います。また、取締役会付議事項または取締役会報告事項となる重要案件について、取締役および使用人より報告を受けられる体制をとります。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会が監査役会事務局に対して調査を求めることができる体制を整備します。

なお、監査役の監査において指摘した事項について、適切にフォローアップを実施することで、改善活動が確実に実行されることを確認します。

さらに、外部の有識者（弁護士、公認会計士）と随時相談できる体制を整備することで、監視活動をより実効性あるものとします。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は「コンプライアンス規程」を制定し、法令を遵守することはもとより、企業倫理を十分認識し、かつ、社会規範を尊重し、良識ある企業活動を心がけるための基本的事項を定めます。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるいかなる反社会的勢力に対しても、組織的に毅然とした姿勢を持って対峙し、その不当な要求については関係機関とも連携し、事由の如何を問わずこれに応じないことの徹底を図ります。

(11) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、代表取締役社長が最高責任者となり、適切な統制環境を保持しつつ、金融商品取引法に規定する財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、継続的に改善する体制を構築します。

適正な内部統制を実現するための体制の構築、運用および評価に当たり、「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準」に準拠した「財務報告に係る内部統制運用管理規程」、「財務報告に係る内部統制の評価基本計画書」、その他関係諸規程、関連文書を整備し、これらに従った内部統制体制の整備、運用および評価を実施します。

また、適正な財務報告を実現するため、監査役会と内部監査室は緊密に連携するとともに、定期的に会計監査人、監査役会、内部監査室間で意見交換を行い、内部統制の実効性を高めます。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）　　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**17,172**	**流動負債**	**2,487**
現金及び預金	9,139	買掛金	834
売掛金	105	未払金	950
有価証券	3,659	賞与引当金	282
商品	3,594	その他	419
繰延税金資産	455		
その他	268	**固定負債**	**771**
貸倒引当金	△49	売上割戻引当金	213
		退職給付引当金	383
固定資産	**6,600**	長期未払金	83
有形固定資産	**2,427**	その他	90
建物及び構築物	1,242	**負債合計**	**3,258**
土地	907	（純資産の部）	
その他	277	**株主資本**	**20,528**
		資本金	**3,600**
無形固定資産	**943**	**資本剰余金**	**4,897**
		資本準備金	4,897
投資その他の資産	**3,229**	**利益剰余金**	**13,326**
投資有価証券	1,587	利益準備金	650
関係会社出資金	47	その他利益剰余金	12,676
長期貸付金	6	別途積立金	8,900
前払年金費用	626	繰越利益剰余金	3,776
繰延税金資産	371	**自己株式**	**△1,295**
その他	595	**評価・換算差額等**	**△14**
貸倒引当金	△5	その他有価証券評価差額金	△14
		純資産合計	**20,514**
資産合計	**23,772**	**負債純資産合計**	**23,772**

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自 平成26年４月１日
至 平成27年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		18,613
売上原価		9,710
売上総利益		8,902
販売費及び一般管理費		7,903
営業利益		999
営業外収益		
受取利息及び配当金	56	
雑収入	18	75
営業外費用		
支払利息	2	
雑損失	1	4
経常利益		1,070
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	6	6
特別損失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	0	
業務委託契約解約損	13	14
税引前当期純利益		1,062
法人税、住民税及び事業税	92	
法人税等調整額	△36	56
当期純利益		1,005

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自 平成26年４月１日
至 平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成26年４月１日残高	3,600	4,897	4,897	650	8,900	3,176	12,726	△1,295	19,929
会計方針の変更による累積的影響額						△118	△118		△118
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,600	4,897	4,897	650	8,900	3,058	12,608	△1,295	19,810
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△287	△287		△287
当期純利益						1,005	1,005		1,005
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）									
当事業年度中の変動額合計						718	718	△0	718
平成27年３月31日残高	3,600	4,897	4,897	650	8,900	3,776	13,326	△1,295	20,528

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年４月１日残高	△69	△69	19,859
会計方針の変更による累積的影響額			△118
会計方針の変更を反映した当期首残高	△69	△69	19,741
当事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△287
当期純利益			1,005
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	54	54	54
当事業年度中の変動額合計	54	54	772
平成27年３月31日残高	△14	△14	20,514

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

（計算書類作成のための基本となる重要な事項）

重要な会計方針

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①関係会社出資金　　移動平均法による原価法

②有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　　事業年度末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

③商　　品　　総平均法による原価法
（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産　　定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建　　物　　７年～39年
構 築 物　　５年～35年

②無形固定資産　　定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸 倒 引 当 金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞 与 引 当 金　　従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

③売上割戻引当金　　代理店・特約店への売上割戻金の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額を計上しております。

④退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更に関する注記）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日）を当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が30百万円増加、前払年金費用が87百万円減少し、繰越利益剰余金が118百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ１百万円減少しております。

なお、当事業年度の１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

（貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額　　4,581百万円

２．関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権　　７百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売　上　高　　１百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．当事業年度末の発行済株式の種類及び総数　普通株式　21,034,950株

２．当事業年度末の自己株式の種類及び株式数　普通株式　1,869,367株

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種　類	配当金の総額（百万円）	配当の原　資	1株当たり配当金(円)	基　準　日	効力発生日
平成26年６月27日定時株主総会	普通株式	287	利　益剰余金	15	平成26年３月31日	平成26年６月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

以下のとおり、決議する予定であります。

決　議	株式の種　類	配当金の総額（百万円）	配当の原　資	1株当たり配当金(円)	基　準　日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	344	利　益剰余金	18	平成27年３月31日	平成27年６月29日

(注) １株当たり配当金18円には、記念配当３円が含まれております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引についてはリスクを回避するために利用する場合もありますが、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、主に代理店の信用リスクに晒されています。

有価証券および投資有価証券である投資信託、債券および株式は、市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、主に現金取引であるため売掛債権は少額であります。売掛債権が発生した場合は、ビジネスメンバー管理規程に従い、代理店の状況をモニタリングし、相手ごとに残高を管理しているため、信用リスクは僅少であります。

その他有価証券の債券は、資金運用方針に従い、格付の高い債券のみを投資対象としているため、信用リスクは僅少であります。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券および投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

当該リスクに関しては、取引権限や限度額等を定めた資金運用規程に基づき、取締役会で承認された資金運用方針に従い、コーポレートサービス部が取引および管理を行い、残高照合等も行っております。取引実績および残高は、時価も含めコーポレートサービス部から担当取締役に月次で報告されています。

なお、株式は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、資金運用の対象ではありません。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（（注２）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	9,139	9,139	－
(2) 売掛金	105	105	－
(3) 有価証券	3,659	3,659	－
(4) 投資有価証券 その他有価証券	1,587	1,587	－
(5) 買掛金	(834)	(834)	－
(6) 未払金	(950)	(950)	－
(7) 長期未払金	(83)	(69)	(△14)

(*)負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 有価証券

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 買掛金、(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期未払金

長期未払金の時価については、合理的に見積もった支払予定時期に基づき、将来キャッシュ・フローを期間および信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

（注２）非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

（流動の部）

繰延税金資産・負債

商品	531百万円
賞与引当金	93百万円
未払金	47百万円
その他	46百万円
繰延税金資産小計	720百万円
評価性引当額	△265百万円
繰延税金資産の合計	455百万円

（固定の部）

繰延税金資産・負債

関係会社出資金	307百万円
繰越欠損金	166百万円
売上割戻引当金	70百万円
退職給付引当金	△89百万円
その他	15百万円
繰延税金資産小計	471百万円
評価性引当額	△100百万円
繰延税金資産の合計	371百万円

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　　1,070円36銭

１株当たり当期純利益　　52円47銭

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月６日

株式会社　シャルレ
　取締役会　　御中

ひびき監査法人
代表社員
業務執行社員　公認会計士　洲崎篤史　㊞
代表社員
業務執行社員　公認会計士　木下隆志　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社シャルレの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月13日

株式会社シャルレ　監査役会

監査役（常勤）	奥田　清三	㊞
監査役	岸本　達司	㊞
監査役	井出　久美	㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

〈会社提案（第１号議案から第３号議案まで）〉

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益配分を経営の重要課題として位置付けており、経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを方針とし、剰余金の配当回数につきましては、年１回の期末配当を基本方針といたしております。

当社は、事業の抜本的な変革を行うことを中長期の経営方針に掲げ、全社一丸となって取り組んでいるところであり、依然として積極的な事業投資を進めることが重要な時期にございますが、株主の皆さまをはじめとする関係各位のご支援により、平成27年11月19日に創立40年を迎えようとしております。

そこで、当期の期末配当金につきましては、株主の皆さまに感謝の意を表するため、１株につき15円の普通配当に記念配当３円を加え、次のとおり１株につき18円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき金18円（普通配当15円、創立40周年記念配当３円）
　配当総額　344,980,494円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成27年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるため、現行定款第5条（公告の方法）を変更するものであります。

(2) 会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、責任限定契約を締結することができる会社役員の範囲が変更されております。そこで、当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることになる取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第１項の規定に基づき、現行定款第30条（取締役の責任免除）第2項および第40条（監査役の責任免除）第2項を変更するものであります。なお、現行定款第30条（取締役の責任免除）第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
株式会社シャルレ定款	株式会社シャルレ定款
（公告の方法） 第 5条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	（公告の方法） 第 5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の責任免除） 第30条 （略） 2　当会社は、会社法第427条第 1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第 1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1人につき金11,000,000円以内であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	（取締役の責任免除） 第30条 （現行どおり） 2　当会社は、会社法第427条第 1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第 1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、 1人につき金11,000,000円以内であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
（監査役の責任免除） 第40条 （略） 2　当会社は、会社法第427条第 1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第 1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1人につき金11,000,000円以内であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	（監査役の責任免除） 第40条 （現行どおり） 2　当会社は、会社法第427条第 1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第 1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、 1人につき金11,000,000円以内であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第３号議案　取締役３名選任の件

取締役全員（４名）は、本定時株主総会終結の時をもって、任期満了となります。

当社は、取締役会の監督機能強化を図るとともに、当社を取り巻く経営環境の変化に対応するため、業務執行に係る責任と役割を明確にして、意思決定、業務執行の迅速化を図ることを目的として、平成27年６月29日付にて執行役員制度を導入いたします。

つきましては、執行役員制度の導入に伴い、取締役１名を減員し、取締役３名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	奥平 和良（おくひら かずよし） （昭和36年５月１日）	昭和59年７月　当社 入社 平成12年４月　当社 秘書・広報グループ マネージャー 平成16年12月　当社 管理本部 秘書・広報グループ マネージャー 平成19年４月　株式会社シャルレ（株式会社ＢＣ） 管理執行部 人事部 部長 平成19年７月　同社 秘書・広報室 室長 兼 当社 秘書・広報室 室長 平成21年１月　当社 管理本部長 平成22年４月　当社 経営管理本部 経理部長 平成22年４月　株式会社シャルレライテック（現株式会社サンコーライテック） 監査役 平成24年４月　当社 管理本部 副本部長 平成24年４月　当社 執行役員 平成24年６月　当社 代表取締役社長（現任） 平成27年４月　当社 経営企画部、法務部、内部監査室、コンプライアンス担当 現在に至る	8,100株
2	平山（ひらやま） 修（おさむ） （昭和39年６月５日）	昭和62年４月　当社 入社 平成15年５月　株式会社ポトラック生活研究所 （株式会社トランスメソッド） 代表取締役社長 平成18年４月　株式会社エニシル（株式会社ＢＥ） 転籍 平成19年８月　当社 転籍 平成20年11月　株式会社トランスメソッド 代表取締役社長 平成24年４月　当社 執行役員 平成24年６月　株式会社シャルレライテック（現株式会社サンコーライテック） 取締役 平成24年６月　当社 取締役（現任） 平成27年４月　一般社団法人ここむす 代表理事（現任） 平成27年４月　当社 マーケティング本部、営業本部、適時開示（ＩＲ）担当 現在に至る （重要な兼職の状況） 一般社団法人ここむす 代表理事	2,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	わき　た　じゅん いち 脇　田　純　一 （昭和18年12月16日）	昭和37年４月　大和証券株式会社 入社 昭和59年１月　同社 釧路支店長 昭和61年６月　同社 上野支店長 昭和63年６月　同社 株式本部 転換社債部長 平成元年１月　同社 広島支店長 平成４年６月　同社 公開引受本部副本部長 平成９年６月　同社 参与 平成９年12月　同社 参与 法人本部企業公開担当 平成10年６月　大和ファイナンス株式会社 常務取締役 平成11年６月　同社 代表取締役専務 平成12年４月　エヌ・アイ・エフ　ベンチャーズ株式会社 常務取締役 平成13年６月　同社 専務取締役 平成16年６月　同社 顧問 平成17年６月　リテラ・クレア証券株式会社 常勤監査役 平成19年６月　同社 非常勤監査役 平成21年６月　当社 取締役（現任） 現在に至る	０株

（注）１．取締役候補者平山修氏は、一般社団法人ここむすの代表理事を兼務しております。当社と同社団法人との間には、広告掲載等の取引および同社団法人の運営業務等の取引があります。また、他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．取締役候補者脇田純一氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号の社外取締役候補者であります。

３．脇田純一氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長年にわたり金融機関で勤務したことに基づく豊富な経験と高い知見等があり、また、過去に取締役や監査役の経歴もあり、幅広い知識や見識を有していることから、当社の事業運営に関し、公正・中立的な立場から妥当性・適正性を確保するための必要な助言・提言をいただけると判断したためであります。

４．取締役候補者脇田純一氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって、６年となります。

５．取締役候補者脇田純一氏と当社との間では、会社法第427条第１項の規定による責任限定契約が締結しており、同氏の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。その契約内容の概要につきましては、次のとおりであります。

「社外取締役は、その職責を行うにつき故意、または重大な過失があった場合を除き、11百万円以内であらかじめ定めた額または社外取締役としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、当社に対する損害賠償責任を負担するものとする。」

６．当社は、現在、取締役候補者脇田純一氏を、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

〈株主提案（第４号議案）〉

第４号議案は、株主様２名（以下「提案株主」といいます。）からのご提案によるものです。

第４号議案　剰余金の処分の件

１．提案内容

配当の種類　　金銭

配当の額　　普通株式一株につき30円

配当の総額　　発行済み株式（自社株を除く）に30円を乗じた額

２．提案理由

当社は、いわゆるキャッシュリッチ企業であり、特に使い道のない金銭を有している。また、平成26年10月16日に、神戸地方裁判所は、林勝哉氏および林宏子氏に対して、当社に約２億円を支払うよう命ずる判決を言い渡している。この訴訟が確定すれば、少なくとも約２億円が入ってくるのであり、多額の金銭を保有する必要は乏しい。

当社は、平成25年５月14日に、配当金を30円から15円に引き下げているが、これはＭＢＯ実行のための価格操作に過ぎなかったと考えられる。上記代表訴訟が確定するまでは、ＭＢＯを行うことは困難であるから、本来の配当である１株30円に戻すべきである。

また、事業に必要のない金銭を配当することにより、ＲＯＥも向上する。

（会社注）以上は、提案株主から提出された株主提案書の提案内容および提案理由をそのまま記載したものです。

○取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

第40期の配当につきましては、第１号議案として提案させていただいている「剰余金の処分の件」をご承認いただくことが、より適切であると考えております。

当社は、株主の皆さまに対する利益配分を経営の重要課題として位置付けており、経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を年１回の期末配当として行うことを配当の基本方針としております。

これに対し、株主提案につきましては、株主代表訴訟は現在も係属中であり、また、ＭＢＯに関する指摘内容は事実に基づかないものであることから、これらを理由に当期の剰余金の配当を提案することは適切ではないと考えます。加えて、短期的な視点に立った株主提案

の内容では、将来の成長のための当社の事業投資が制約されることとなり、中長期的な企業価値や株主利益の低下を招くおそれがあると考えます。

したがいまして、第40期の配当につきましては、当社の配当の基本方針に基づき、第１号議案として提案させていただいているとおり、１株当たり15円の普通配当に、今年創立40年を迎えることの記念配当３円を加えて、１株当たり18円といたしたく存じます。

今後もレディースインナー等販売事業の抜本的な改革により、中長期的に利益体質の構造を確立することで企業価値の向上を図ること、また、経営成績および配当性向を考慮し、株主の皆さまのご期待に応えられるよう努力して邁進してまいります。

〇議決権行使上のご注意

本議案は、第１号議案の会社提案と両立しない関係にあります。

したがいまして、議決権行使書面により第１号議案および第４号議案のいずれにも賛成する旨の議決権の行使をされますと、第１号議案および第４号議案への議決権の行使はいずれも無効となりますので、ご注意いただきますようお願い申しあげます。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

・株主総会会場
　神戸市中央区港島中町七丁目７番１号
　当　社　ポートアイランドビル　大ホール
・株主総会会場への交通アクセス
　ポートライナー三宮駅より
　　北埠頭方面行に乗車、中埠頭駅下車　所要時間約14分
　ポートライナー神戸空港駅より
　　三宮方面行に乗車、市民広場駅（コンベンションセンター）下車・
　　北埠頭方面行に乗り換え
　　中埠頭駅下車 所要時間約12分（乗り換え時間は含んでおりません。）
　中埠頭駅、西側階段より南へ徒歩約５分

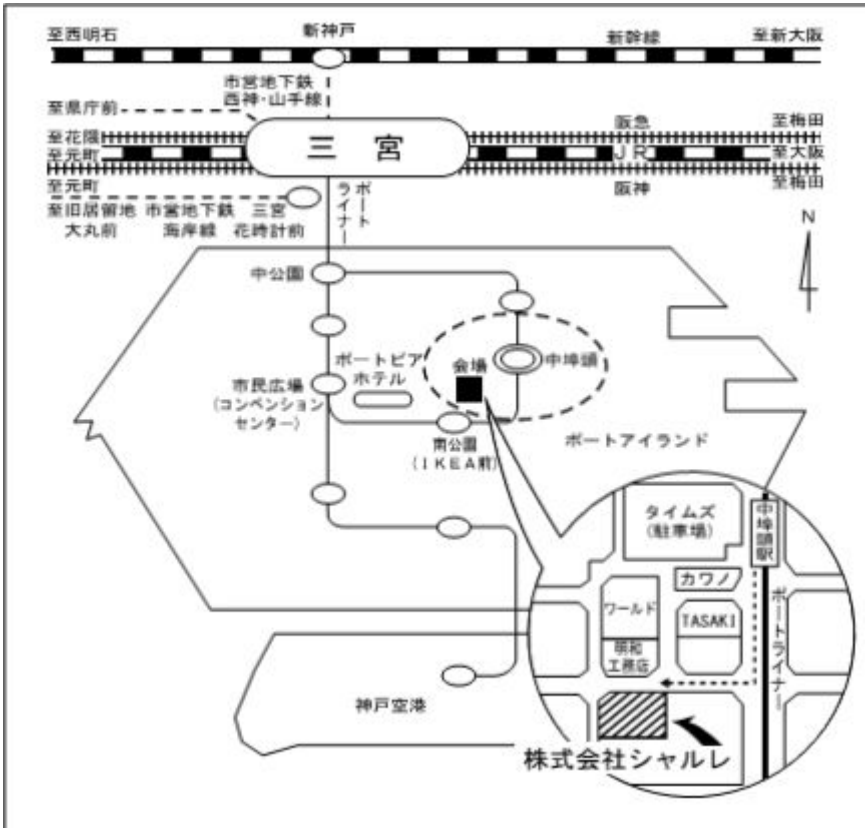

（お知らせ）
・株主総会当日はお土産をご用意しておりますが、ご提出の議決権行使書の枚数にかかわらず、ご来場の株主様１名につき１つとさせていただきます。
・会場に駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申しあげます。